

兵庫県中山間ふるさと・水と土保全対策委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 中山間地域において、土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と集落保全活動の活性化を図るために地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行う「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」(以下「対策事業」という。)を効果的に進めるに当たり、対策事業の実施計画、実施結果等について審議、助言を得るため、兵庫県中山間ふるさと・水と土保全対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対策事業の実施の適正かつ円滑な推進のための検討に関すること。
- (2) 対策事業の支援及び啓発のための検討に関すること。
- (3) その他対策事業の実施に必要な事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる8人以内の委員で組織する。

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第 6 条 委員又は会長が必要と認めたと委員以外の者が会議その他の委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第 7 条 委員又は会長が必要と認めたと委員以外の者が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、農政環境部農政企画局総合農政課楽農生活室において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年1月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、農政環境部農政企画局総合農政課楽農生活室長が招集する。